

第一、新憲法の公布は、今日日本の政治界に重大な影響を及ぼす。我々農民は、この新憲法を、我々の利益を代表するものとして、深く歓迎する。新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第二、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第三、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第四、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第五、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第六、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第七、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第八、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第九、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

第十、新憲法は、我々の権利を保障し、我々の生活を向上させるものである。我々は、新憲法の下で、我々の権利を行使し、我々の生活を向上させるために、努力を怠らぬ。

農園老人會天淵支所

財團法人協調會大阪支所

主義へ即ち農民戦線統一ノ具体的ナ活動ニ入ルコトヲ必要トシテ來ル。

全農ハ貧農ノ土地ト生活ヲ守ルルメノ大衆組織デ、農民ノ日常經濟利害ノ上ニ立ツガ、一ツノ政治的危機ニ遭遇スル時ニハ全然政黨ニ近イ活動ヲスルコトモアルト自分ハ考ヘテキル。

第十三回大會ヲ目前ニシテ、常任委員會ハ、コノ統一運動ノ立脚トシテ政黨對策ヲ更ニ推シ進メル。

一、政黨ノ機械的指導反對（全中央部常務員ハ全農專任ノ事）

二、政黨即組合反對（昔チノ政黨ハ勞農組合ノ支持ニヨリテ結成シタ。然シ今日チハ政黨ハ政黨トシテノ使命ヲ履行スルメテ獨自ノ活動ヲナスベキデアル。コノコトハ組合チモ同様デアル。全農ハ今日迄組合ト政黨ノ職分ノ分化ヲナスルメニツケレ、若キソノ成果ヲ收メテキル）

三、一黨一組合強制反對（大衆獲得ノメデニ）